平成25年4月10日告示第63号

改正

平成26年12月24日告示第215号 平成27年2月9日告示第18号 平成28年3月30日告示第49号 平成29年4月1日告示第118号 令和2年3月13日告示第26号 令和3年3月26日告示第43号

三次市高齢者運転免許自主返納支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、高齢者ドライバーによる交通事故防止と公共交通の利用促進を図るため、高齢者の運転免許の自主返納を支援する運転免許自主返納支援事業について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 運転免許証 道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条第1項に規定する運転免 許証であって,同法第92条の2第1項に規定する有効期限内にあるものをいう。
  - (2) 自主返納 道路交通法第104条の4第1項の規定により,広島県公安委員会に対しすべての免許の取消しを申請し,自主的に運転免許証を返納することをいう。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、市内に住所を有し、65歳に達した者で、自らが所有する運転免許証を自 主返納したものとする。

(支援の内容)

- **第4条** 市長は、前条の対象者から申請があった場合、これを審査し、適当と認めたときは、次の各号のいずれかの支援を行うものとする。
  - (1) 三次市民バス, ふれあいタクシーみらさか及び公共交通空白地有償運送「さくぎニコニコ 便」(以下「市民バス等」という。)の無料利用者証
  - (2) 10,000円相当の広島県交通系ICカード
  - (3) 10,000円相当の市内タクシー利用助成券
- 2 市内タクシー利用助成券の券面金額は500円とし、20枚を1回限り交付するものとする。
- 3 第1項に規定する支援は、対象者本人とし、かつ、1回限りとする。

(協力機関)

第5条 前条第1項第3号の利用助成券が使用できる業者は、市内に事業所・営業所を置く一般乗用 旅客自動車運送業者で、三次市高齢者運転免許自主返納支援事業の趣旨に賛同し協力できるもの (以下「協力機関」という。)とする。

- 2 協力機関への登録を希望する者は、三次市高齢者運転免許自主返納支援事業協力機関認定申請書 (様式第1号)により市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、申請内容を審査し、協力機関として認定する場合は、三次市高齢者運転免許自主返納事業協力機関認定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(支援の申請)

第6条 この支援を受けようとする者は、三次市高齢者運転免許自主返納支援事業申請書(様式第3号)に必要な書類を添付し、広島県公安委員会が交付する「申請による運転免許の取消通知書」の交付の日から起算して3か月以内に申請しなければならない。

(支援の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、申請の内容を審査のうえ、支援の適否を決定し、三次 市高齢者運転免許自主返納支援事業決定通知書(様式第4号)により、その旨を申請者に通知する ものとする。

(支援の実施)

第8条 市長は、前条の規定により支援の決定通知書を受けた者(以下「被支援者」という。)が、 選択した第4条第1項の支援内容にある利用助成券等を交付するものとする。

(市民バス等無料利用者証の使用方法及び期限)

第9条 市民バス等無料利用者証の交付を受けた被支援者が市民バス等に乗車しようとするとき又は乗車したときは、無料利用者証を提示することにより、使用期限までの期間、無料で利用できるものとする。

(市内タクシー利用助成券の使用方法)

第10条 市内タクシー利用助成券の交付を受けた被支援者が協力機関に認定された事業者のタクシーに乗車したときは、当該運賃を利用助成券により支払うことができるものとする。なお、利用助成券に対して、つり銭は支払われないものとする。利用枚数の制限はなく、また他の助成券との併用は可能とする。

(市民バス等無料利用者証及び市内タクシー利用助成券の使用期間)

- 第11条 市民バス等無料利用者証及び市内タクシー利用助成券の使用期限は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 市民バス等無料利用者証 交付の日から1年を経過した日の属する年度の末日
  - (2) 市内タクシー利用助成券 交付の日から2年を経過した日の属する年度の末日 (市民バス等無料利用者証利用後の精算及び支払)
- 第12条 市民バス等無料利用者証の提示を確認した市民バス等運行事業者は、1月ごとに利用状況を取りまとめ、当該年度内に高齢者運転免許自主返納支援事業請求書(兼精算書)(様式第5号)に高齢者運転免許自主返納支援制度利用者報告書(様式第6号)を添付して、利用料金を市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により利用料金の請求を受け、その内容を審査し、適当と認めたときは、速 やかに支払うものとする。

(市内タクシー利用助成券の請求及び支払)

- 第13条 市内タクシー利用助成券を受け取った協力機関は、1月ごとに助成券を取りまとめ、裏面に協力機関名を記入し、当該年度内に高齢者運転免許自主返納支援事業請求書(兼精算書)(様式第5号)に助成券を添付して、利用料金を市長に請求するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により利用料金の請求を受け、その内容を審査し、適当と認めたときは、速 やかに支払うものとする。

(利用の制限)

第14条 被支援者は、利用助成券等については、他人に譲渡、換金し、又は再交付を受けることはできない。

(支援の取消し)

第15条 市長は、被支援者が虚偽等不正な手段により支援を受けたときは、支援の全部又は一部を 取り消すことができる。

(取消し内容)

第16条 市長は、前条の規定による支援の取消しを行ったときは、当該取消しに係る者に対し、未使用の利用助成券等があるときは当該利用助成券等の返還を、使用された利用助成券等があるときは、当該利用助成券等の額面相当の返還を命ずることができる。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年6月1日から施行し、平成25年4月1日以降で運転免許の自主返納を した者から適用する。

(有効期限)

2 この告示は、令和6年3月31日限りその効力を失う。

(経過措置)

- 3 平成25年4月1日から平成25年5月31日までの間に運転免許の自主返納をした者が申請できる期間は、第6条第2項の規定にかかわらず、平成25年8月31日までとする。
- 4 平成27年度に交付した市内タクシー利用助成券については、平成29年3月31日までなおその効力を有する。
- 5 平成29年3月31日までの申請により交付した市民バス回数券については、平成29年度以降 も使用できるものとする。
- 6 平成29年1月4日から同年3月31日までの間に申請した者については、当該年度の支援内容 に次のものを追加交付することとする。

- (1) 市民バス回数券申請者については、10,000円相当の市民バス回数券
- (2) 広島県交通系 I Cカード申請者については、10,000円相当の広島県交通系 I Cカード
- (3) 市内タクシー利用助成券申請者については、10,000円相当の市内タクシー利用助成券

(被支援者の定義)

7 本則(第8条を除く。)中「被支援者」とは,第4条に規定する対象者本人であり支援の決定通知を受けた者が病気その他の特別の事情によりその権利を行使することができない場合には,その者と生計を一にする家族であり、かつ、他に自主交通手段を持たない者を含むものとする。

**附 則**(平成26年12月24日告示第215号)

この告示は、平成26年12月24日から施行し、平成25年6月1日から適用する。

附 則(平成27年2月9日告示第18号)

この告示は、平成27年2月9日から施行する。

附 則(平成28年3月30日告示第49号)

この告示は、平成28年3月30日から施行する。

附 則(平成29年4月1日告示第118号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月13日告示第26号)

この告示は、令和2年3月13日から施行する。

附 則(令和3年3月26日告示第43号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和3年3月3 0日から施行する。